

## 4 児童虐待防止対策等要保護児童対策の充実について

### (1) 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の創設について

新生児・乳児のいる家庭をみると、母親は出産時の疲労に加えて、新たな育児負担により心身の変調を来しやすく不安定な時期であるが、一方で核家族化とともに少子化が進み、周囲からの支援を受けることが困難な状況となっている。

そのため、地域におけるすべての出生に関して訪問によるアプローチを行い、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、健全な育成環境の確保を図るための「生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」を創設したところである。（資料8（91頁））

各都道府県におかれては、管内市区町村に対して説明会を開催する等により本事業の積極的な取り組みに向けて、格段の配慮をお願いしたい。

なお、次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の評価ポイントの設定については、先般、本事業についての平成19年度の実施予定調べを依頼したところであり、この結果を踏まえて速やかにお示しする予定である。

また、「育児支援家庭訪問事業」についても同様に、実施予定調べを踏まえ評価ポイントの設定を検討する予定であるので、御了知願いたい。  
（資料9（93頁））

### (2) 児童相談所・市町村の対応強化について

児童相談所に寄せられる児童虐待相談対応件数は、市町村が虐待通告の通告先に加わった平成17年度においても34,472件と史上最高を記録しており、加えて、死亡事件など深刻な事例も依然として後を絶たない状況にある。

こうした状況の下で、立入調査、一時保護、施設入所措置などの強制的措置を唯一実施できる児童相談所は、子どもの安全確保の砦として、市町村、警察、教育機関等と連携を図りつつ、迅速かつ的確な対応が求められているところである。

また、前回の法改正により、市町村は、児童虐待ケースをはじめ、児童家庭相談に関する一義的な役割を担うこととなっており、法施行から約2年が経過しようとする現在、相談体制の充実、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）（以下、「地域協議会」とい